

令和2年8月25日更新

令和2年4月1日作成

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

2020年対策 旅行業務取扱管理者試験  
標準トレーニング問題集 2. 旅行業法・約款 改訂のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

- ・2020年対策 旅行業務取扱管理者試験  
標準トレーニング問題集 2. 旅行業法・約款 12版（令和2年1月22日発行）  
ISBN 978-4-86486-715-3

改訂内容

頁	内 容
70ページ 問1 74ページ 問9	(改正(改訂)後) <u>問1の選択肢(イ)と問9の選択肢(ウ)の「電子承諾通知」の規定が削除されたため、問題不成立(解なし)となりました。よって、問1は選択肢(ア)(ウ)、問9は選択肢(ア)(イ)(エ)の各記述の正誤の判断(○又は×)の確認にご利用ください。</u>
70ページ 問2 選択肢b 1行目 71ページ 問3 選択肢c 2行目 75ページ 問11 選択肢c 1行目 76ページ 問13 選択肢b 1行目	(改正(改訂)前) ～、電話、郵便、ファクシミリ～ ↓ (改正(改訂)後) ～電話、郵便、ファクシミリ、 <u>インターネット</u> ～

<p>79ページ 問20 選択肢 (イ) 1行目</p> <p>80ページ 問22 選択肢 c 1行目</p> <p>81ページ 問24 選択肢 a 1行目</p> <p>135ページ 問113 選択肢 b 1行目</p>	<p>(改正(改訂)前) ～、電話、郵便、ファクシミリ～</p> <p>↓</p> <p>(改正(改訂)後) ～電話、郵便、ファクシミリ、<u>インターネット</u>～</p>
<p>75ページ 問12 選択肢 b</p>	<p>(改正(改訂)前) 募集型企画旅行契約において、電子承諾通知を発する場合、通信契約は当該通知が旅行者に到達した時に成立する。</p> <p>↓</p> <p>(改正(改訂)後) <u>募集型企画旅行契約において、通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立する。</u></p>
<p>76ページ 問13 選択肢 d</p>	<p>(改正(改訂)前) 旅行業者が、通信契約において電子承諾通知を発する場合は、契約は旅行者に当該通知を発した時に成立する。</p> <p>↓</p> <p>(改正(改訂)後) <u>通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を旅行者に発した時に成立する。</u></p>
<p>76ページ 問14 選択肢 a</p> <p>78ページ 問17 選択肢 (イ)</p>	<p>(改正(改訂)前)</p> <p>問14 選択肢 a. 通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するが、旅行業者が当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立する。</p> <p>問17 選択肢 (イ) 通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立する。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立する。</p> <p>↓</p> <p>(改正(改訂)後) 問14 選択肢 a. 問17 選択肢 (イ) <u>通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立する。</u></p>

<p>81ページ 問23 選択肢 b</p>	<p>(改正(改訂)前) 募集型企画旅行契約において、通信契約は、電子承諾通知を発する場合を除き、旅行業者が契約を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立する。</p> <p>↓</p> <p>(改正(改訂)後) 募集型企画旅行契約において、<u>通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を旅行者に発した時に成立する。</u></p>
<p>【追加】 解答・解説集 37ページ 問11</p>	<p>(改正(改訂)後) [問 11] <u>正解 a</u></p> <p>a. 正しい。</p> <p>b. <u>誤り。通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立する。</u></p> <p>c. 誤り。電話その他の通信手段による予約を受け付けた場合の契約締結の順位は、“予約の受付の順位”による。</p> <p><u>よって、a. が正しい。</u></p>
<p>解答・解説集 37ページ 問13 選択肢 d</p>	<p>(改正(改訂)前) 誤り。旅行業者が、通信契約において電子承諾通知を発する場合は、契約は旅行者に当該通知が到達した時に成立する。</p> <p>↓</p> <p>(改正(改訂)後) <u>誤り。通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立する。</u></p>
<p>解答・解説集 38ページ 問23 選択肢 b</p>	<p>(改正(改訂)前) 誤り。募集型企画旅行契約において、通信契約は、電子承諾通知を発する場合を除き、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の“通知を発した時”に成立するものとする。</p> <p>↓</p> <p>(改正(改訂)後) <u>誤り。募集型企画旅行契約において、通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立する。</u></p>